

供 覧	係員	主査	課長	分類 記号	24-04
				廃棄	年 度
	公開 ・ 一部公開 ・ 全部非公開				

沿道掘さく工事施工届

令和 年 月 日

墨 田 区 長 様

住所

工事請負人
(届出人) 氏 名

連絡先
担当者
(携帯)

印

以下のとおり沿道掘さく工事を施工しますので、関係書類を添えてお届けします。

- 1

工事名称

新築 ・ 改増築工事
(地上 階建 地下 階)
- 2

工事箇所

墨田区 丁目 番 号 (住居表示番号)
- 3

全体工事期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4

掘さく工事期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 5

掘さく範囲

公道面延長 m (図面寸法から記入のこと)
掘さく深さ m (同上)
道路境界より m (同上)
- 6

その他の工事予定

歩道切り下げ L形補修・補強 その他
- 7

添付書類

誓約書 案内図 1階平面図 道路現況図 (掘さく着手前)
道路現況写真 (掘さく着手前) 掘さく平面図 掘さく断面図
- 8

遵守事項

(1)

工事は、道路法、同施行令及び関係諸法令、諸規定に従い施工します。

(2)

工事は、道路及び道路付属物に損傷を与えないよう注意するとともに、道路交通車両並びに一般通行者に危害を与えないよう十分な安全措置を講じます。

(3)

足場板囲、危険防止施設等の道路占用については、別途道路管理者に道路占用許可申請書を提出します。

(4)

工事現場に搬入される車両が、車両制限令に基づく制限を越える場合は、あらかじめ通行許可認定申請書を提出します。

(5)

工事施工に伴い、街路樹、道路照明施設、その他の道路付属物を移設する必要があるとき又は歩道を防護しようとするときは、そのつど届け出て指示に従い処理します。

(6)

交通安全については、所轄警察署長の許可を受け、その指示に従います。

(7)

この工事に起因する事故並びに既設工作物に損傷を与えた場合、又は路面に影響があらわれた場合は責任をもって貴区の指示する方法により処理します。

(8)

工事が完了したときは、速やかに写真を添付して土木管理課に沿道掘さく工事完了届を提出します。